

注射薬自動払出システム等保守点検業務仕様書

京都市立病院における注射薬自動払出システム及び薬事システムの保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」とし、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

注射薬自動払出システム（トーショー社製） 一式

薬事システム（トーショー社製）（詳細は別紙の付表のとおり） 一式

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 薬剤科

3 契約期間

契約日から平成28年3月31日まで

4 契約条件

(1) 乙は、契約期間中、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、以下の業務を行うこと。

ア 注射薬払出システム

① 定期点検 年4回

装置の点検、調整、部品の交換等の作業を行うこと。

② 随時修理補修

上記点検以外でも、契約の機種に故障が発生し、甲の通知を受けた場合には、乙は、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

イ 薬事システム

① 定期点検 年2回

② 随時点検 年2回

③ 上記点検以外でも、契約の機種に故障が発生し、甲の通知を受けた場合には、乙は速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

(2) 本契約に含まれる費用

ア 定期点検及び随時点検に係る費用

イ 点検時及び修理時の交換部品代（ただし、VCRの修理及びプリンタペーパー・ゼリ一等の消耗品を除く）

ウ 故障発生時の調整、修理に係る作業工賃、交通費等の費用

(3) 本業務に含まれないもの

次に掲げる項目は、本契約の範囲外とする。

- ア 火災，地震，風水害等の天災地変その他不可抗力及び異常電圧により生じた故障及び損傷
- イ 設置場所の変更による本機器の移動並びに設置調整作業
- ウ 甲の本機器取扱いの誤用又は乱用等に起因する故障及び損傷の修復作業
- エ 乙の取扱品以外の部品，付属品，消耗品の使用に起因する故障及び損傷の復旧作業
- オ 乙以外で修理，分解，改造又は移動がなされたことによる故障及び損傷の修復作業
- カ 甲による使用中に発生した本機器の外観上の傷，へこみ等の修復作業

(4) 実施要領

- ア 点検は，製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。
- イ 乙は，点検実施予定表を平成27年4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。
なお，実際の点検実施日時等については，病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ，そのつど決定することとし，その内容は速やかに甲へ報告すること。
- ウ 乙は，保守点検等が完了したときは，速やかに甲の担当者にその旨報告するとともに，所定の様式により報告書を提出し，その内容について確認を得ること。

(5) 支払条件

委託料は，半期ごと2回の均等払いとし，乙の請求により，支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は，甲乙協議のうえ，そのつど決定するものとする。

薬事システム保守点検業務対象機器一覧

付表

No	品名	型式	数量
1	全自動錠剤分包機	Xana4001	1
2	薬袋印字発行機	RI-6 II	2
3	薬袋印字制御システム	A-wave	1
4	散薬監査システム	SW-2000	1
5	散薬監査システム	SW-K	1
6	全自動散薬分包機	OMP-90ASP	1
7	全自動散薬分包機	io9090WIN-T	1
8	全自動散薬分包機	OMP-45	1
9	錠剤分包機制御(T-WAVE)		1
10	ラベルプリンターレスプリ	V400	2
11	散薬監査卓1		1
12	水薬監査卓1		1
13	散薬制御システム	α -Wave	1
14	処方通信制御プログラム		1
15	処方解析プログラム		1
16	物流送信プログラム		1
17	麻薬管理システム		1